

令和4年度第1回地域振興会議会長会

日 時：令和4年8月5日(金) 14:00～15:30(予定)

場 所：鳥取市役所本庁舎6階 6-8会議室

— 次 第 —

1 開 会

2 あいさつ

3 小さな拠点の取り組み及び地域振興会議についての情報提供及び説明

(1) 小さな拠点の取組について -資料1・2、参考資料-

(鳥取県地域づくり推進部東部地域振興事務所東部振興課、一般社団法人なだて)

(2) 地域振興会議の今後のあり方について -資料3-

(鳥取市市民生活部地域振興課)

4 閉 会

令和4年度第1回地域振興会議会長会出席者名簿

日時：令和4年8月5日（金）14：00～

会場：鳥取市役所本庁舎6階 6-8会議室

1. 各地域振興会議

地域振興会議会名	委員名	支所長名
国府 地域振興会議	山 田 準 二	湯 谷 一 也
福部 地域振興会議	谷 岡 陽 一	平 戸 伊寿美
河原 地域振興会議	竹 田 賢 一	九 鬼 栄 一
用瀬 地域振興会議	西 川 功 美	片 山 学
佐治 地域振興会議	小 谷 繁 喜	下 田 俊 介
気高 地域振興会議	河 根 裕 二	中 原 登
鹿野 地域振興会議	小 川 義 和	岡 本 幸 子
青谷 地域振興会議	長谷川 和 郎	田 中 隆 志

2. 講師

所 属	職 名	氏 名
一般社団法人なだて	理 事	美 田 俊 一
鳥取県地域づくり推進部 東部地域振興事務所 東部振興課 中山間地域振興チーム	中山間地域振興 リーダー	永 田 計 次
	係 長	武 田 はつみ

3. 本庁関係

所 属	職 名	氏 名
鳥取市市民生活部	部 長	鹿 田 哲 生

4. 事務局（鳥取市市民生活部地域振興課）

職 名	氏 名
次長兼課長	漆 原 利 明
課長補佐	山 名 常 裕
主 任	小 野 悠 子

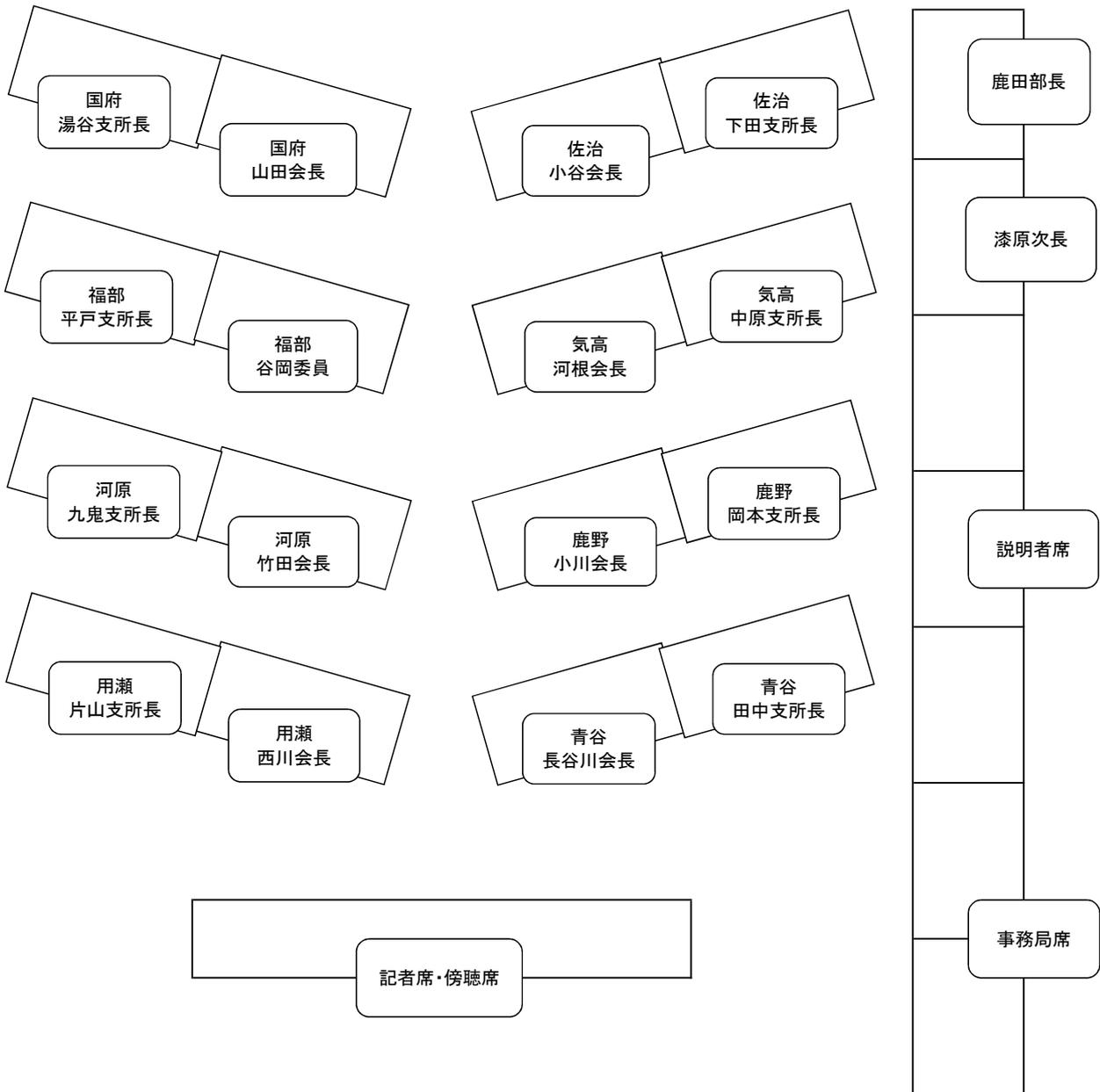
令和4年度第1回地域振興会議会長会 配席表

日時: 令和4年8月5日(金) 14:00~

場所: 鳥取市役所本庁舎6階 6-8会議室

出入り

演 台



小さな拠点づくりの推進

令和4年8月5日

東部地域振興事務所中山間地域振興チーム

中山間地域では、急速に人口減少や高齢化が進み、高齢者の見守りや家事支援など生活支援需要が増加するとともに、商店や公共交通などの民間サービスの減少により買い物や通院・通学が不便になったり、集落単位で行っていた共同作業が難しくなることで集落の維持が懸念されたりする地域が出てきています。

このため、鳥取県では、生活支援等を通して中山間地域の住民が住み慣れた地域に安心して暮らし続けられるよう、集落を越えた地域において小さな拠点づくりの取組を、住民及び市町とともに進めます。

1 小さな拠点づくりとは

小学校区や地区公民館区など複数の集落で構成される地域において、日常生活に必要な機能・サービスを維持するとともに地域内の各集落を連携させ、集落機能や日常生活を支え合う生活圏を形成し、多様な主体と連携した地域住民の自主的・主体的な取組により、地域での生活を支えるための仕組みづくりを進めるものです。

※上記考え方に沿ったもので、地域運営組織や広域的な地域運営組織等が主体的に関わっており、市町が小さな拠点づくりの取組を実践している地区として位置づけたもの。

※地域への機能付加が必須ではなく、機能が集約され効率化されることで、持続可能性が高まる取組も対象。

【小さな拠点づくりの取組事例】

(1) 生活機能・サービス確保

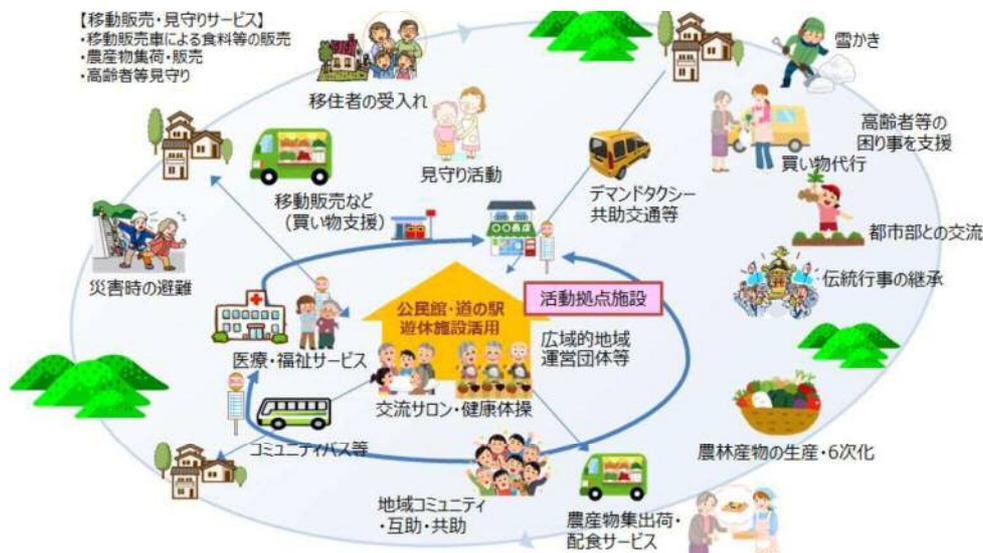
日常生活に必要な機能・サービス（移動、買い物、見守り、医療・福祉等）の確保を図る取組
 （活動具体例）住民共助による外出支援、配食、移動販売等の買い物支援、声かけ・見守り、サロン等居場所づくり、健康増進対策、雪かき支援、家事支援ボランティア、福祉サービス 等

(2) 産業振興・域外交流等

雇用や生きがいを生み出し、地域内消費の維持・拡大を目指すとともに地域外からの収入の確保を図る取組。

（活動具体例）特産品の加工・販売、農家レストラン等の起業、都市住民との体験交流 等

【イメージ図】



2 取組例

段階	話し合い	計画づくり	取組実践
具体的取組	・地域での話し合い、課題 発見・共有	・地域の将来プラン策定 ・地域運営組織設立、担い手確保 ・多様な主体との連携検討	・具体的取組の試行、実践 ・担い手育成
支援策	市町の支援		
	中山間地域振興チームの支援		
	・スタート支援事業	・暮らしを守る仕組み（小さな拠点） づくり促進事業（取組支援事業）	・暮らしを守る仕組み（小さな拠点）づくり促進事業（担い手育成支援事業） ・みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業 （将来に向けた取組支援事業、地域遊休施設 等活用支援事業、安全・安心活動支援事業）
	とっとり県民活動活性化センターの支援		

3 留意点

- 廃校になった保育所や小学校など遊休施設を活用した活動拠点施設を中心として、機能やサービスを確保する方法のほかにも、地域の実情に応じて取り組むものです。
- 持続可能な住みやすい地域づくりを進めていくために、各取組が持続的に取り組まれ、活動の広がりや深化を目指すものです。

※広域的地域運営組織

小学校や地区公民館単位など集落単位を越えた広域的な地域の単位で地域課題解決に向けた活動を行う地域運営組織で市町村が認める組織

【問合せ先】

東部地域振興事務所中山間地域振興チーム

電話：0857-20-3663・3664

2022(R4)年度 みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業費補助金

県内の中山間地域に暮らす人々が誇りをもって安心して暮らせるよう、集落や地域の将来のために住民が主体的に取り組む地域づくりの取組（地域コミュニティの再生、住民共助の仕組み、地域資源活用、コミュニティビジネスによる課題解決、地域の遊休施設活用、高校生のアイデア実現等）を支援します。

1. スタート支援事業【直接】

地域コミュニティの活性化や地域の課題解決を図るため、新たな取組を開始するための初期の活動やグループ立ち上げ等を支援

【主な取組例】

- 地域の課題掘り起こしのためのワークショップ、アンケート調査の実施
- 定期的に開催する交流サロン・健康教室等を開始するのに必要な茶器などの備品購入等
- 専門家を招いて集落・自治会等でのフィールドワークの実施 等

- 1) 補助対象経費 現状把握のための調査経費／計画策定の検討に係る経費／研修、専門家招へいに係る経費／課題解決のための試行経費／その他活動や地域振興の取組に必要な経費 等
- 2) 事業実施主体 集落・自治会、地域団体、広域的地域運営組織
- 3) 県補助限度額 1団体あたり10万円（補助率：県10／10）

2. 将来に向けた取組支援事業【直接、間接】

中山間地域の将来のために、住民等が自主的・主体的に取り組む地域コミュニティを再生・発展させる地域づくりの取組や、地域資源の利活用、暮らしを守る仕組み（小さな拠点）づくりへのステップアップにつながるような取組を支援

【主な取組例】

- スタート支援事業で試行した活動のステップアップ
- 地域の実情に応じた共助の仕組みづくりや必要な生活サービス・機能の提供
- 地域の雇用・生きがいづくりの場にもなるコミュニティビジネスによる地域の課題解決
- 地域の農産物等特産品づくりや地域に伝わる伝統野菜等の復活など、地域資源の利活用
- 外部人材が継続的に地域に関わるための仕組みづくりの取組
- 地域の伝統文化伝承、景観保全、都市との交流、世代間交流などにより、地域を活性化させる取組



- 1) 補助対象経費 «ソフト» 住民等が地域の将来のために主体的に取り組む活動に必要な経費 等
«ハード» 活動に必要な施設の整備・改修、施設に付随する備品等の購入 等
- 2) 事業実施主体 (1) 市町
(2) 市町が必要と認める集落・自治会、地域団体、個人事業者、企業、広域的地域運営組織 等
(ただし、地域産業取組については農協等生産組織を除く)
- 3) 県補助限度額 «ソフト» 補助率：県1／2 100万円 ※市町任意負担
«ハード» 補助率：県1／3 300万円 ※市町は別途、事業費の1／6負担
- 4) その他
・農業者や生産組織等が農産物生産、6次産業化を行う場合、農林水産部の事業を優先すること
・経済活動を主目的とする場合は商工労働部の事業を活用すること
・ハード事業は、整備後の運用・活用について地域の計画、実践を行うことが必要です
・個人事業者、企業が事業実施主体となる場合は、将来を含め活動地となる市町、地域、住民との協働の体制等があることが必要になります。
・事業完了後3年間、実施状況等について報告すること

3. 地域遊休施設等活用事業【間接】 ※事前審査会あり

中山間地域等において、地域の遊休施設（空き店舗、空き校舎、空き倉庫等）を活用し、住民の活動交流拠点や地域経済循環のための施設など、総合的な地域コミュニティの活性化・再生を図る取組等を支援

【主な取組例】

- 集落内の空き店舗を改修し、地域住民で運営する農村レストランの開始
 - 廃校舎を改修し、地域の交流サロンや農産物加工施設への活用
 - 廃保育所を地域の福祉拠点として改修し、高齢者等が利用しやすい通いの場として活用 等
- ※整備後の運用・活用について地域の計画、実践を行うことが必要です



- 1) 補助対象経費 施設の改修経費（事業に必要な機械設備、備品等購入経費を含む。）ハード整備と一体的に実施するソフト事業(PR活動等)に要する経費）等
- 2) 事業実施主体 市町、広域的地域運営組織、地域団体、集落・自治会
- 3) 県補助限度額 1事業あたり1,000万円（補助率：県1／2）
※既使用部分の改修等整備を含む場合は限度額は400万円
※市町は別途、事業費の1／3負担
- 4) その他
 - ・審査会により事業の採択の可否を決定する
 - ・対象となる遊休施設が、建設時等に補助金等の交付を受けている場合は、転用等に係る規定の手続きが終了（見込みを含む）していること
 - ・改修後の施設を主体的に運営する地域組織が存在すること
 - ・遊休施設には、空き家は含まない
 - ・事業完了後3年間は、実施状況等について報告すること
 - ・既使用施設（既使用部分）の改修は、「小さな拠点づくり」の取組に係る事業で、生活に必要な機能の新設・拡充・追加等を行うものに限る

4. 安全・安心活動支援事業【間接】

中山間地域で日常生活を送るうえで、まちなかに比べ生活条件が不利となる自然現象（豪雪や鳥獣出没等）や地理等、中山間地域に特有の課題に対し、地域住民同士の事前の話し合いを通じた共助の取組を支援

【主な取組例】

- 集落内、地域で共同で行う活動の体制づくり
 - ・除雪体制、雪害に対する家屋の雪囲い設置
 - ・消火活動、救出活動、避難誘導活動
 - ・家屋、敷地等（農地除く）への鳥獣侵入防止柵の設置
- 土砂災害や河川氾濫、集落孤立などに備えた集落の防災計画づくり



- 1) 補助対象経費 地域の共助による体制づくりに必要な経費（除雪機の導入・リース等、災害時の避難誘導に必要な備品、雪囲いや鳥獣侵入防止柵等の共同設置に要する経費等）、防災計画策定のための経費 等
- 2) 事業実施主体 市町、集落・自治会、地域団体、広域的地域運営組織
- 3) 県補助限度額 1事業あたり50万円（補助率：県1／3） ※市町は別途、事業費の1／6負担
- 4) その他
 - ・集落等で生活の安全・安心を確保するための住民による話し合いを行うこと
 - ・日常生活の中で住民が共同で継続して取り組む仕組みづくりの取組であること
 - ・被災後の生活維持に備えるための経費（集会所等の環境整備や備蓄品購入）及び被災後の復旧に係る経費は対象外

2022(R4)年度 暮らしを守る仕組み(小さな拠点)づくり促進事業費補助金

都市部に比べ急速に人口減少や高齢化が進んでいる中山間地域において、人口減少下でも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、集落を越えた地域において、住民主体による地域の暮らしを守るための仕組みづくりの取組を支援します。

1. 取組支援事業【間接】

地域住民での話し合いにより、地域課題解決を实践する広域的地域運営組織の設置・運営、遊休施設等を活用した拠点施設の整備、地域に暮らし続けるための仕組みづくりに係る計画策定や試行・実施に必要な経費を支援

- 1) 補助対象経費
 - ・ 計画策定の検討に係る経費
 - ・ 研修・専門家招へいに係る経費
 - ・ 試行に係る経費 等
- 2) 事業実施主体 市町、広域的地域運営組織（準備段階の組織を含む）又は市町が同等と認める団体 等
- 3) 県補助限度額 1 拠点あたり100万円（補助率：県 2 / 3） ※市町は別途、事業費の 1 / 3 負担

2. 担い手育成支援事業【間接】

活動拠点を活用した取組で、地域課題の解決に向けた取組を行うなど小さな拠点づくりの取組を行う団体が、活動に従事する担い手（次世代リーダーとして概ね60歳以下とする）を雇用・確保し、育成するのに必要な人件費及び活動費を支援

- 1) 補助対象経費
 - ・ 担い手の人件費及び活動費（給料・社会保険料・旅費等）
 - ・ 担い手に対する研修等に必要な経費（受講料、旅費等）
 - ・ 地元での研修会、イベント開催等に必要な経費（講師謝金・旅費、使用料等）
 - ・ その他事業実施に必要な経費 等
- 2) 事業実施主体 広域的地域運営組織（準備段階の組織を含む）又は市町が同等と認める団体 等
- 3) 県補助限度額 1 拠点あたり150万円／年（補助率：県 1 / 2）
※市町は別途、事業費の 1 / 2 負担
（事業開始から3年間を限度）



【暮らしを守る仕組み（小さな拠点）づくり】

住み慣れた地域に安心して暮らし続けることができるよう、小学校区など複数の集落で構成される基礎的な生活圏において、多様な主体と連携して、住民同士の話し合いを通じた地域住民の自主的・主体的な活動により、地域での生活を支えるための取組を進めるものです

<取組事例>

(1) 生活機能・サービス確保

日常生活に必要な機能・サービス（移動、買い物、見守り、医療・福祉等）の確保を図る取組

（活動具体例）住民共助による外出支援、配食、移動販売等の買い物支援、声かけ・見守り、サロン等居場所づくり、健康増進対策、雪かき支援、家事支援ボランティア、福祉サービス 等

(2) 産業振興・域外交流等

雇用や生きがいを生み出し、地域内消費の維持・拡大を目指すとともに地域外からの収入の確保を図る取組

（活動具体例）特産品の加工・販売、農家レストラン等の起業、都市住民との体験交流 等

暮らしを守るための仕組み（小さな拠点）づくりの取組実践状況

中山間地域政策課
(R4年7月)

中山間地域において、住み慣れた地域で暮らし続けるため、暮らしを守るための仕組み（小さな拠点）づくりの取組を推進する。【目標：45地区（令和6年度末）】

取組実践地区（46地区）

※日付順

	地区名	取組状況	拠点化
1	岩美町 (全域)	道の駅「きなんせ岩美」を拠点に移動販売と見守りを実施。地域の女性が運営する漁村カフェサロン「なだばた」と岩美病院をITネットワークでつなぎ健康講座を実施。農村サロン及び漁村加工場で高齢者や障がい者の雇用を確保。【日本財団共同プロジェクトによる整備】	平成29年 3月30日
2	江府町 (全域)	移動販売車に看護師が同乗する看護の宅配便の実施や地域の高齢者の困り事を解決するための住民ボランティアを育成する人財育成塾を高齢者サロンに併設して運用中。【日本財団共同プロジェクトによる整備】	平成29年 4月14日
3	八頭町 大御門	子育て支援センターを拠点とし、高齢者の健康教室やまちづくりカフェ「ここにこ」の開催、子育て親子と高齢者との世代間交流（ミュージック・ケア等）を実施。また、地域住民によるまちづくりカフェへの高齢者の送迎サービスや鳥取市医療看護専門学校の実習受け入れを実施。	平成29年 8月17日
4	八頭町 上私都	旧上私都保育所を拠点とし、高齢者の健康体操やまちづくりカフェ「ここいち」、ランチ会、世代間交流事業等を開催（鳥取環境大学の学生がボランティア参加）。また、地域住民によるまちづくりカフェへの高齢者の送迎サービスや鳥取市医療看護専門学校の実習受け入れを実施。	平成29年 8月17日
5	八頭町 中私都	旧中私都保育所を拠点とし、高齢者の健康体操やまちづくりカフェ「ぶらっと中私」、ランチ会、世代間交流事業等を開催。地域資源であるオオサンショウウオを活用した環境学習に取り組んでいる。また、地域住民によるまちづくりカフェへの高齢者の送迎サービスや鳥取市医療看護専門学校の実習受け入れを実施。	平成29年 8月17日
6	八頭町 下私都	旧下私都保育所を拠点とし、高齢者の健康体操やまちづくりカフェ「きんさいや」、ランチ会、世代間交流事業等を開催。伝統芸能の継承、おてまめクラブ等の地域団体の活動拠点としても活動している。また、地域住民によるまちづくりカフェへの高齢者の送迎サービスや鳥取市医療看護専門学校の実習受け入れを実施。	平成29年 8月17日
7	八頭町 東郡家	旧たから保育所を拠点とし、高齢者の健康体操やまちづくりカフェ「たから」、地域の子どもの世代間交流、地域住民によるまちづくりカフェへの高齢者の送迎サービスや鳥取大学との交流や鳥取市医療看護専門学校の実習受け入れを実施。	平成29年 8月17日
8	八頭町 隼	旧隼小学校校舎を地域の交流拠点「隼Lab.」として整備し、子どもと高齢者の多世代交流や、医療機関の理学療法士の指導を受け健康体操を行う高齢者サロン「すまいる隼」等を開催。また、地域住民によるまちづくりカフェへの高齢者の送迎サービスや鳥取市医療看護専門学校の実習受け入れを実施。	平成29年 12月10日
9	南部町 東西町	コミュニティホーム、放課後児童クラブ、健康講座、災害時の要援護者の支援など、子どもから高齢者まで安心して暮らせる地域づくりのための体制を整備している。地域住民による移動支援について検討中。	平成29年 12月27日
10	大山町 高麗	旧高麗保育所を拠点「ふれあいの郷かあら山」とし、高齢者サロン、コミュニティ食堂、子育て世代やこどもを中心としたワークショップを開催し、多世代の交流による安全・安心に楽しく暮らせる地域づくりに取り組んでいる。	平成30年 3月4日
11	大山町 逢阪	古民家を改修した交流サロン「まぶや」を活動拠点とし、集落同士の連携をはかりながら、カフェやコミュニティ食堂、高齢者の健康づくり、子育て支援の充実により住み慣れた地域でいつまでも暮らせる地域づくりを進めている。また、地域住民による移動支援（コミュニティカーシェアリング）に取り組んでいる。	平成30年 3月10日
12	伯耆町 日光	農家レストラン「山隠れの里」を運営し、農産物加工販売による収入確保や都市との交流を実施。	平成30年 3月23日

	地区名	取組状況	拠点化
13	八頭町 大江	旧大江保育所を活用し、高齢者の健康体操、子どもと高齢者との多世代交流、まちづくりカフェ「なごみ」の開設、伝統芸能の担い手育成等に取り組んでいる。また、地域住民によるまちづくりカフェへの高齢者の送迎サービスや鳥取市医療看護専門学校の実習受け入れを実施。	平成30年 3月25日
14	大山町 庄内	高齢者が集うサロンを発展した健康づくりの充実により住み慣れた地域でいつまでも暮らせる地域づくりを進めるため、拠点の環境整備(芝生化等)を実施した。	平成30年 3月28日
15	南部町 賀野	交流拠点施設「えんが一の富有」を中心として、高齢者買い物支援、子供の学習支援による多世代共助の仕組みと農産物加工販売による収入確保の地域運営に取り組んでいる。	平成30年 3月28日
16	琴浦町 古布庄	旧古布庄保育園を拠点として改修し、「森のカフェみなくる」の開設、高齢者の百歳体操・健康器具を利用した健康増進の取組みなど、安心して楽しく暮らしていける地域づくりを充実させるため、住民主体の取組を進めている。R4年度から隣接の公民館機能も合わせ持った「まちづくりセンター」として運営を実施。	平成30年 3月31日
17	南部町 長田・ 東長田	まちの保健室、健康づくり教室、配食等を行い高齢者がより住み慣れた地域でいつまでも暮らせる地域となるよう、新たに庭先集荷や都市住民との交流活動体制を整備。	平成30年 3月31日
18	智頭町 山郷	旧山郷小学校を拠点とし、防災(支え合いマップ)、高齢者福祉、地域内外の交流、テナント(仕出し弁当屋・直売所・貸オフィス)、宿泊事業などの取り組みを進めている。また、「森のミニデイ」により、高齢者の見守りや支えあい、介護予防を進めている。【日本財団共同プロジェクトによる福祉車両の整備】	平成31年 1月10日
19	智頭町 那岐	那岐駅舎を活用した住民主体のミニデイサービス「森のミニデイ」や担い手づくり(婚活、子ども農業体験)、交流(なごみフェスタ)、ビジネス(直売所開設・貸オフィス)を行っている。振興協議会を中心に地域計画の策定に加え、基本的なコミュニティ施設計画を策定した。旧那岐小学校を拠点としている。	平成31年 1月31日
20	日南町 多里	地域拠点施設「ホームランド多里」を改修し、高齢者独居世帯等への昼食配食サービス等を実施。地域循環カーの運行(高齢者の外出支援、健康づくりへの住民参加の促進)や地域活動ボランティアシステム(お助けマン参上)を構築する。【日本財団共同プロジェクトによる整備】	平成31年 3月2日
21	江府町 俣野	日本財団の支援を受けて、旧俣野小学校に内科診療所の設置や鳥大医学部学生等の地域医療の研修機能を整備。認知症予防サロンやオレンジカフェ、看護の宅配便等を実施。【日本財団共同プロジェクトによる整備】	平成31年 3月24日
22	大山町 上中山	旧上中山保育所を活用し、高齢者の交流サロン「かふえ」や食堂を実施している。地域住民が誰でも集える場となるように施設のバリアフリー化を進める。地域のイベントではUDタクシーを利用した送迎サービスを実施。	平成31年 3月31日
23	大山町 下中山	地域住民が楽しく健康で暮らせる環境づくりを実現するため、地域コミュニティ事業や交流事業等を実施。地域の担い手育成や新たな自主財源確保のため町施設(友好館)の指定管理受託を受託。	平成31年 3月31日
24	大山町 大山	地域の人の共助する仕組み「大山お助け隊」により、継続的な地域の暮らしを守っている。住民共助による高校生の帰宅時の移動支援と子どもの居場所づくりに取り組んでいる。また、「大山の地域医療を考える会」の開催を重ね大山診療所を核としたサロン運営や地域住民による移動支援(コミュニティカーシェアリング)に取り組んでいる。	平成31年 3月31日
25	琴浦町 以西	旧以西小学校1階部分を地域振興の拠点施設として位置づけ、地区振興協議会として住民の健康増進、交流、生活支援等の活動に取り組んでいる。	平成31年 4月10日
26	南部町 手間	天萬庁舎近くの空き家を活用した拠点施設「てま里」を整備し、交流スペース、カフェ、芝生広場、ゲストハウス、放課後の子供見守り施設等として利用。	平成31年 4月13日
27	八頭町 船岡	旧船岡保育所を拠点とし、高齢者の健康教室、高齢者サロンの開催、地域住民によるまちづくりカフェへの高齢者の送迎サービスや鳥取市医療看護専門学校の実習受け入れを実施。旧船岡保育所はR2年度に県事業(遊休施設)を活用して改修。	令和元年 8月26日

	地区名	取組状況	拠点化
28	米子市 永江	地区自治連合会が中心となって、「支え愛の店ながえ」の開店、コミュニティ食堂を運営。買い物支援、健康体操等健康作りの取組、多世代の居場所づくりなどに取組んでいる。地域の住民で組織する会員制の「永江ささえ愛カーシェアクラブ」を設立し、買い物や通院など地域住民による移動支援を開始。また、R4年度に鳥取県生協と連携した弁当配食サービスや、(一社)支え愛ネットながえによる社会福祉事業者と連携した高齢者と子どもの居場所づくりにも取り組み始めた。	令和元年 11月1日
29	鳥取市 佐治町	H29年度に実施した全住民アンケートを基に、住民の困りごとを住民ボランティアで解決するしくみづくりと共助交通の計画を策定。H30.4から小さな拠点の担い手育成支援事業を活用。R1.8に地域の課題解決を行う「NPO法人さじ未来」を設立。10月「地域助け合いセンター」を開設し、12月地域サロンを開始。R3年度からはNPOで、空白地有償運送(R2年度試行運転)、佐治町コミュニティセンター指定管理、まちづくり協議会(地区公民館事業)等事務受託に取り組む。	令和元年 12月20日
30	大山町 名和	地域住民の「集まる」「つながる」「やってみる」が巡るような場を目指し、「ごはんのわ(一品持ち寄りのごはん会)」や「いこいのわ(交流スペースの開設)」など、住民主体の取組が進められている。「集まる」「つながる」「やってみる」の環境づくりに取り組み、町の支援を受け住民自ら旧名和保育所をリノベーションし、地域の活動拠点として整備した。	令和2年 3月31日
31	智頭町 山形	全住民アンケートによる地域ビジョン「福祉と共育」を進める事業を計画し段階的に地域の生活と暮らしを守る地域づくりを推進している。「森のミニディ」により、高齢者の見守りや支えあい、介護予防を進めている。	令和2年 4月1日
32	智頭町 土師	高齢者が安心して暮らせる仕組みづくり、森林セラピー(天木セラピーロード)など地域の資源を活用した多様な世代と地域外住民との交流の創出づくりに取り組んでいる。「森のミニディ」により、高齢者の見守りや支えあい、介護予防を進めている。	令和2年 4月1日
33	智頭町 富沢	高齢者が安心して暮らせる仕組みづくり、地域の資源を活用した多様な世代と地域外住民との交流の創出づくりのほか、キクラゲハウスを通じたコミュニティビジネスによる財源確保と雇用の場、高齢者の生きがいの場づくりに取り組む。地域の住民活動拠点として、富沢地区コミュニティセンターを新築(R2)。	令和2年 4月1日
34	八頭町 安部	高齢者の健康維持として、健康体操、百歳体操を毎週行う他、各種教室やこども交流会、まちづくりカフェ「あべ茶や」、ランチ会等を開催。また、地域住民によるまちづくりカフェへの高齢者の送迎サービスや鳥取市医療看護専門学校の実習受け入れを実施。	令和2年 7月29日
35	八頭町 済美	地区の旧児童館を拠点とし、高齢者の健康維持として、わいわい体操、百歳体操を毎週行うほか、地域防災マップの作成、各種教室やこども交流会等を行っている。毎週まちづくりカフェ「憩や」を開催し、出張カフェも月2回実施。また、鳥取市医療看護専門学校の実習受け入れも実施。	令和2年 7月29日
36	八頭町 丹比	八東保健センターを拠点とし、高齢者の健康維持として百歳体操を行うほか、まちづくりカフェを開催。また、地域住民によるまちづくりカフェへの高齢者の送迎サービスや鳥取市医療看護専門学校の実習受け入れを実施。	令和2年 9月23日
37	八頭町 八東	中央人権啓発センターを拠点とし、高齢者の健康維持として百歳体操を行うほか、まちづくりカフェを開催。また、地域住民によるまちづくりカフェへの高齢者の送迎サービスや鳥取市医療看護専門学校の実習受け入れを実施。	令和2年 10月26日
38	大山町 光徳	旧光徳保育所を改修して拠点施設「ひかり館」として活用。毎月子どもを対象とした様々な企画を実施。婚活イベント、レクリエーション大会等の交流事業も実施。地域の移動課題に対して共助交通の検討を開始。	令和3年 3月31日
39	大山町 所子	旧所子保育所を拠点とし、施設や地域の清掃活動や防災フェスタ等を実施。定期発行している広報誌で活動状況や活動予定を地域に周知。地域の多くの利用者が快適に気軽に立ち寄り交流できるよう拠点施設を改修(R3:トイレ改修、エアコン設置)	令和4年 3月31日
40	倉吉市 上井	上井コミュニティセンターを拠点に、高齢者の健康サロンや独居の方の見守り、各種サークル活動を実施するとともに、組織に防災安全部を新設し、地域づくり活動に取り組んでいる。	令和4年 4月1日

	地区名	取組状況	拠点化
41	倉吉市 西郷	西郷コミュニティセンターを拠点に、地域住民が主体となって地域内の課題解決に取り組み、誰もが安心して暮らしていける地域づくり活動をすすめるべく、組織に防災安全部・生涯学習部を新設し、地域づくり活動に取り組んでいる。	令和4年 4月1日
42	倉吉市 灘手	灘手コミュニティセンターを拠点に、高齢者の健康サロンや各種サークル活動、軽トラ市等を実施。地域住民が主体となって地域内の課題解決に取り組み、安心して暮らしていける地域づくり活動に取り組んでいる。	令和4年 4月1日
43	倉吉市 北谷	北谷コミュニティセンターを拠点に、地区内の各団体が連携した「ぬのこ谷ホットライン」を設立し、高齢者の健康サロンや高齢者の見守り等を実施。地域住民が主体となって地域内の課題解決に取り組み、誰もが安心して暮らしていける地域づくり活動に取り組んでいる。	令和4年 4月1日
44	倉吉市 小鴨	小鴨コミュニティセンターを拠点に、高齢者の健康サロンやコミュニティ・カフェ（男のクラブ）の運営、各種文化教室、子育てママの応援など、地域住民のコミュニティの向上を図るとともに、防災・福祉面での支援ができる体制を築いている。各種サークル、ボランティア活動者の育成など、地域住民が主体となって地域内の課題解決に取り組み、誰もが安心して暮らしていける地域づくり活動を各種団体と連携しながら中心となって取り組んでいる。	令和4年 4月1日
45	倉吉市 上小鴨	上小鴨コミュニティセンターを拠点に、認知症予防教室、健康づくりのための各種運動教室、芸術文化教室の支援等を実施。地域住民が気軽に集まり連携を深め、地域の活性化のための原動力となる拠点になっている。	令和4年 4月1日
46	日野町 菅福	菅福小さな拠点「高宮の郷」として、R4.6.5小さな拠点シンポジウムを開催し、地域住民に事業計画を説明、拠点化。地域住民が集える場のムラづくりカフェを常設し、集落支援員を配置。竹の伐採、竹チップ堆肥作成による竹林被害と景観再生。住民交流事業や冬期間の高齢者等の生活を支える除雪隊支援を実施。日野町で抱える共通課題を重点とした、住民参加、協働の支え合いに取り組んでいる。	令和4年 6月5日

2 拠点形成に向けて取り組んでいる地区

	地区名	取組内容と現在の状況、拠点形成の見込み時期
1	鳥取市 国英	<p>○H30 年度、国英地区ふるさとづくり協議会が、地域コミュニティスタートアップ事業を活用して、先進地（島根県）視察を行い、公民館においてサロンの開催を行った。</p> <p>○R1 年度はサロンの取組を継続し、地域交通の検討を行い、地元アンケート等を行った上で計画づくりに取り組んだ。</p> <p>○R2 年度は、既存の市委託バスの運行を地域で受ける試行運転を行い、R3.4 より協議会で本格運行を行うこととなった。</p> <p>○R3.4 より協議会で共助交通の本格運行を開始。土日祝日を除き地区民の通学・通院・買い物等の移動手段として 20 便/日を運行している。</p> <p>○R3.10 に鳥取市河原町国英地区コミュニティ施設（愛称：国英いこいの丘）竣工。11 月に同施設内に地域のたまり場を目指して「カフェいこい」を開業、いきいき国英ふるさとづくり協議会が月・水・金曜日に営業している。</p> <p>○同協議会は、同コミュニティ施設の運営委託協定書を R3.9 に鳥取市と締結。今後、地域の実情を踏まえた管理・運営を行い、拠点施設として地区民が気軽に集い、なくてはならない施設となることを目指している。</p>
2	鳥取市 浜村	<p>○浜村地区では少子高齢化が進展する中、将来にわたり暮らし続けられる地域社会を築くため、R2.9 に住民が主体となって「浜村地区活性化委員会」を立ち上げ、R3.2 に「浜村地区グランドデザイン」を完成、まちづくりを具体的に進めるため、「浜村地区まちづくり実施計画」を R4.2 に策定した。</p> <p>○現在、「住民がつながるまち」「空き家の活用と美しい街並みのまち・気軽に商いができるまち」「みんなが気軽に温泉には入れるまち」の 3 つのテーマを具体的に方向づけし、取り組みを進めている。</p>
3	鳥取市 逢坂	<p>○鳥取市逢坂むらづくり協議会で各種活動を実施中。</p> <p>○R4.年度、小さな拠点形成に向けて県補助事業実施中。</p>
4	倉吉市 上北条	<p>○R3.4.1 にコミュニティセンター化。</p> <p>○これまでの取組の継続実施を行うとともに、防災の精通職員が加わったことにより、今後は、防災面に力を入れていく。</p>
5	倉吉市 高城	<p>○R3.4.1 にコミュニティセンター化。</p>
6	倉吉市 関金	<p>○R3.4.1 コミュニティセンター化。</p> <p>○共助交通、悩み事相談体制について継続協議中。</p>
7	湯梨浜町 泊地区	<p>○湯梨浜町泊地域小さな拠点づくり検討協議会を設立し、H31.3 に「基本計画」を策定して検討していたが、当該エリアで(一社)SORTE が移動販売を開始することから、地域での店舗開設・運営はしないことに決定。（協議会での検討が中止となっている。）</p> <p>○R3.11 発足した NPO とまりの地域づくり活動の発展を町は期待している。</p>
8	琴浦町 安田	<p>○現在は、旧保育所を地域の交流拠点として、農産物の販売、ふれあい食堂の実施、防災研修健康貯筋学級、フラダンス教室、まちの保健室などを実施。</p> <p>○R1.5 に集落支援員を配置。</p> <p>○町は、協議会と公民館の拠点を旧小学校へ集約し、まちづくりセンター(仮称)を構想。</p> <p>○R5 年度に新組織設立、R6 年度に改修した旧校舎を利用予定</p>
9	大山町 御来屋	<p>○地域自主組織「支え合いのまち御来屋」を H26.11 に設立。御来屋漁村センターを拠点に「御来屋サロン」等の活動を開催（不定期）。</p> <p>○R2 年度は、みんなの壁画プロジェクト（御来屋港に設置する壁画を参加型で製作するワークショップ）を実施し地域の交流や子ども達の地元への愛着を育成。ホームページを作成し施設の予約状況確認や申込みを受付。</p> <p>○組織と事業計画の見直しを行っているところ。支え愛マップの作製、自主防災組織確立に向けて取組中。</p>
10	日南町 阿毘縁	<p>○R1 年集いの場づくり、「あげそげカフェ」を開店。R2 年共助交通、マイクロスーパー、コミュニティビジネス、みんなの食堂について（わっしょい志々会、はたマーケット、つかが工房）を視察しこの中から 1 つでも取組を行いたい。</p>
11	日野町 奥渡	<p>○R2 に 3 集落集まった地域づくり準備組織結成。集いの場づくり、高齢者福祉に取組を始める。また、10 月には、地元出身者の交流会を開催し、関係人口づくりに努めている。</p>

持続可能な 地域をめざして…

一般社団法人なだて

なだて明るいノーソン店舗



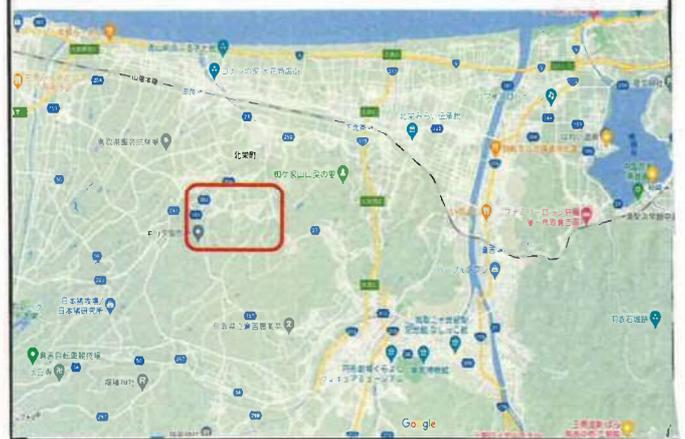
灘手地区の状況

- 人口 956 人
 - 世帯数 351 世帯
- 平成30年1月

灘手地区で見えた課題

- 人口減少
- 高齢者の買い物に対する負担が増加

位置図



なだて明るいノーソンが出来るまで

平成29年3月31日
JA生活センター閉店

運営検討委員会

- 運営方法、資金等の問題を解決する必要がある
- 先進地視察
- 鳥取県、倉吉市など相談
- 波多コミュニティー協議会の視察
- 平成29年8月4日『一般社団法人なだて』設立



平成29年10月店舗オープン決定

閉店
1/31



8/4
「一般社団法人なだて」
設立

問題発生

- ・改装、什器設備の追加の為予算の増加
- ・店舗運営方法



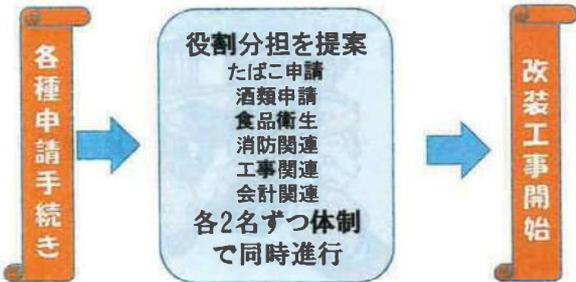
事業計画書の修正
店舗改修
借入申請



オープン決定

平成30年3月4日
マイクロスーパー
なだて明るいノーソン

なだて明るいノーソン開店に向け始動



レイアウトも自分たちが
主体で決めた



業者に工事個所説明
立ち合い・出来る事は自分たちで!!



オープン前準備



なだて明るいローソン開店

3月4日(日)
オープン



安いかな!!
こんな価格でええ
だかえ~

来店客数
オープン日 277名
2日目 108名
3日目 120名
累計会員カード数
約340名



なだて明るいローソン 店舗

賑わいを取り戻す



一般社団法人なだて 事業目的

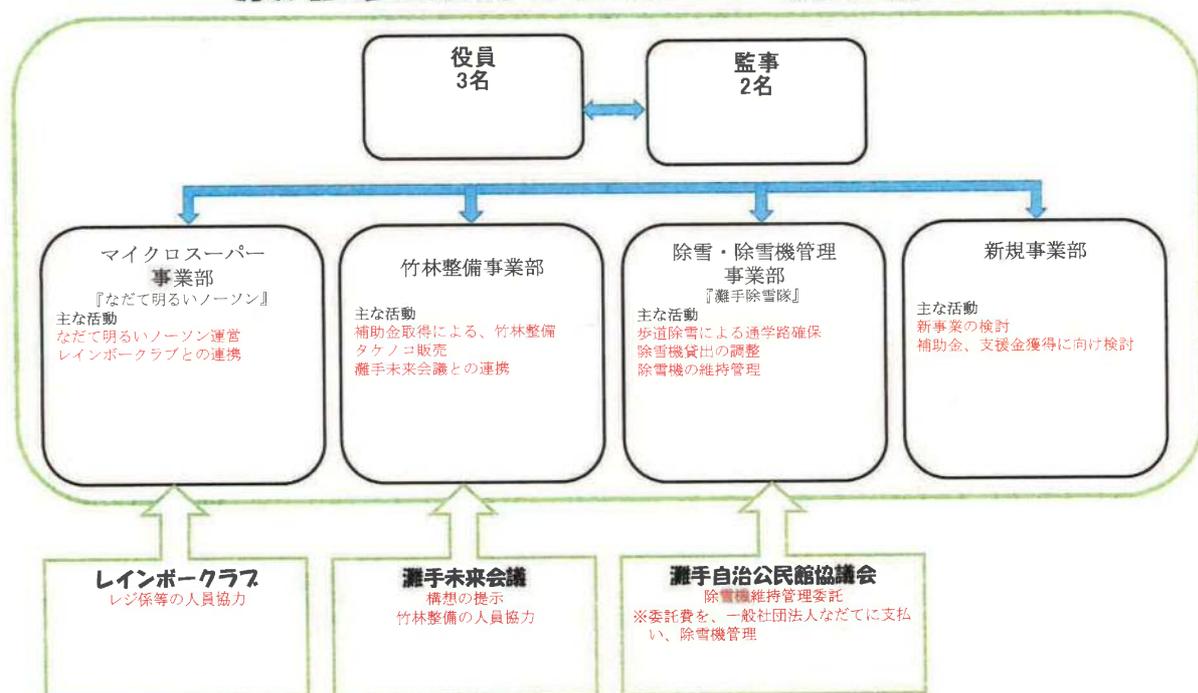
法人約款

(目的)

第3条 当法人は、倉吉市灘手地域の活性化と住民が安心して暮らせる良好な地域社会の維持・形成に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 買い物困難者に対する買物支援
2. 飲食料品、生鮮食品、日用雑貨品、衣料品、たばこ及び酒類の販売
3. 交通困難者に対する移動・外出支援
4. 農地及び山林整備事業
5. 農業及び林業
6. 移住者に対する受け入れ支援
7. 空家・空き店舗活用事業
8. 地域団体に対する活動支援
9. 前各号に附帯関連する一切の事業

一般社団法人なだて 組織図



除雪・除雪機管理事業部

除雪機の管理業務

除雪機の維持管理・メンテナンス作業を行います。また、除雪機の貸し出し管理を行います。

除雪作業

活動内容は小学生通学路の除雪を優先的に行い、降雪時の安全確保を図ります。また、除雪機の未使用時は自治公民館へ貸し出しを行い地区の交通確保を行います。



竹林整備事業

竹林管理

放置竹林を整備することにより、拡大防止を図るため、竹林整備への取り組みます。また、支援制度を有効に活用して、竹林の整備をおこないます。



一般社団法人なだて

持続可能な地域をめざして…

今後の課題

- ・地域との連携
- ・他事業協働
- ・人材の確保

地域振興会議について

1 設置根拠

鳥取市地域振興会議条例

2 設置期間

平成27年4月1日～令和7年3月31日（10年間）

3 所掌事項（審議事項）

- 本市の一体的な発展に資する対象区域の振興に関する事項について、市長の諮問に応じ、答申すること
- 対象区域の振興に関する事項について、調査及び審議すること
- 上記2点について、市長に意見を述べること

4 委員について

- 委員の任期は2年（再任は妨げない）
- 会議は委員12人以内で組織
 - 1号：自治会、まちづくり協議会等の役員の職にある者
 - 2号：学識経験を有する者
 - 3号：公募により選任された者



5 会議

- 各地域での会議 ...概ね年6回の開催
 - ※開催方法は単独又は合同（ブロック会議）
- 会長会 ...年2回（8月、2月）の開催

6 会議の開催状況

年度	地域振興会議 (8地域合計)	会長会	合同会議
H27	64	2	1
H28	63	2	—
H29	62	2	1
H30	63	2	—
R1	63	2	1
R2	50	1	—
R3	40	0	—
R4	48 (予定)	2 (予定)	—

7 これまでに会議から出された意見書

年度	地域	内容
H27	気高	浜村温泉館の早期再開に関する意見
H27	気高・鹿野・青谷	鳥取市西部地域への企業誘致に関する意見
H30	気高	浜村温泉館の早期再開に関する意見
R4	鹿野	鳥取市鹿野地域の振興に関する意見

新市域振興ビジョンについて

1 策定の主旨

合併後16年が経過し、新市域を取り巻く社会情勢が大きく変化する中で、将来を見据えた夢のある将来像を描き、行財政基盤の確立や地域振興の継続・発展、協働によるまちづくりの推進など、地域それぞれ特有の「個性」を活かしたまちづくりの方向性を示すもの。

2 目標期間

平成26年度～令和5年度（令和6年3月31日）まで

